

市第115号議案

横浜市地域療育センター条例の一部改正

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市地域療育センター条例の一部を改正する条例

横浜市地域療育センター条例（昭和60年6月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「法」の次に「第21条の6又は」を加える。

第5条の2に次の1項を加える。

- 2 横浜市南部地域療育センター又は横浜市北部地域療育センター（以下「横浜市南部地域療育センター等」という。）において障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービス（以下「児童デイサービス」という。）を利用しようとする児童の保護者は、第7条第1項に規定する指定管理者の承認を受けなければならない。

第9条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 横浜市南部地域療育センター等において児童デイサービスを利用する場合（法第21条の6の規定により利用する場合を除く。）は、障害者自立支援法第29条第3項の規定により定められた児童デイサービスに係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得

て定める額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市南部地域療育センター及び横浜市北部地域療育センターにおいて児童デイサービスを実施するため、横浜市地域療育センター条例の一部を改正したいので提案する。